

✿✿✿ 当健康保険組合の健康課題と対策の方向性、保健事業の内容 ✿✿✿

健康課題	対策の方向性	保健事業の内容
<ul style="list-style-type: none">●1人当たり医療費は30歳代から増加し、65歳以降は特に高い。●生活習慣病の1人当たり医療費は「糖尿病」「人工透析」「高血圧症」が高い。●乳幼児の医療費は「呼吸器系疾患」が主たる要因となっている。●歯科医療費は増加傾向である。	<ul style="list-style-type: none">●人間ドックや生活習慣病健診の受診勧奨を進め、加入者の健康状態を把握する。●65歳以降の医療費抑制のため、健診の受診や健康相談、後発医薬品の利用を促進する。●インフルエンザ予防のため、予防接種の勧奨と感染予防等の情報提供を図る。●子どもを対象にかぜとむし歯予防を目的とした「手洗い・うがい・はみがき」キャンペーンを実施する。	<ul style="list-style-type: none">●人間ドックや生活習慣病健診等の費用補助●各種がん検診の費用補助●インフルエンザや帯状疱疹ワクチンの費用補助●無料歯科健診●子どもを対象とした「手洗い・うがい・はみがき」キャンペーン●後発医薬品の差額通知●医療費のお知らせ●50～64歳の生活習慣病重症化予防プログラム●禁煙プログラム●「健康経営」や「健康宣言」の推進●からだとこころの健康相談●メンタルヘルスセミナーの開催●事業所主催のメンタルヘルスセミナーへの費用補助●特定保健指導(対面・ICTによる遠隔指導)●39歳以下の方への健康相談●被扶養者向け健診案内の送付●被扶養者向け全国巡回健診●要精検未受診者へ医療機関への受診勧奨●ICTを活用した健康・予防サービス(kencom)
<ul style="list-style-type: none">●1人当たり医療費は「新生物(がんなど)」がトップである。●がんの有病者は40歳代から増加し、50歳代が特に多く、乳がん・子宮がんの有病者が多い。●喫煙率は他健保組合と比較して若干低いものの、女性の喫煙率が高い。	<ul style="list-style-type: none">●人間ドックと各種がん検診(乳がん、子宮がん、前立腺がん)の受診勧奨を実施し、早期発見と早期治療に結びつける。●喫煙者を対象に禁煙プログラムの利用勧奨を実施する。●禁煙率の更なる向上のため、「健康経営」や「健康宣言」により事業所との連携を図る。	
<ul style="list-style-type: none">●メンタル疾患の1人当たり医療費は他健保組合と比較して高い。	<ul style="list-style-type: none">●メンタルヘルスの電話相談や面談カウンセリングの活用を推進する。●ラインケアなどのセミナーの開催や、被扶養者を対象にした事業所主催のメンタルヘルスセミナーの開催を推進しメンタルヘルス不調の未然防止等を図る。	
<ul style="list-style-type: none">●被扶養者の健診の受診率が低い。●特定保健指導の実施率が低い。●メタボリックシンドローム該当者と予備群者の割合が多い。●メタボリックシンドローム該当者の減少率と特定保健指導対象者の減少率が低い●運動者や適切な食事習慣者の割合は他健保組合と比較して低い。	<ul style="list-style-type: none">●被扶養者には健診案内を自宅へ送付し受診勧奨を実施する。●対象者には特定保健指導案内を自宅へ送付するとともに、事業主や事業所担当者と連携をして利用勧奨を実施する。●特定保健指導の実施方法は対面のほかICTを活用した遠隔保健指導を利用し、参加しやすい環境を提供する。●ICTを活用し運動や適切な食事に関する情報を提供し、ウォーキングイベントを開催する。	

データヘルス計画は、加入者の健康課題に応じて作成するため、計画の中身は健保組合ごとに異なります。第3期データヘルス計画においても、現在実施している保健事業を踏ましつつ、事業主との協働により健診受診率の向上や健康に対する意識づけのための事業などに取り組んで参りますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

✿✿✿ 特定健康診査等実施計画とは ✿✿✿

保険者は平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳～74歳の被保険者・被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、特定健康診査等実施計画を定めることとされています。第4期は令和6年から令和11年までの6カ年の目標値を定めた計画となっています。

✿✿✿ 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項 ✿✿✿

(1) 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健康保険組合の契約健診機関以外で健康診査を受けた方に関しては、健診データ事業主から受領するとともに、当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行えるよう健診機関との契約を進めています。

(2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことにあります。そのため特定保健指導は、対象者自身が健康診査の結果を充分理解したうえで、自らの生活習慣を変えることができるよう支援を行います。